

別表第1（第3条、第9条関係）

1 ハード事業

事業区分	事業実施主体 (注) 2	補助対象経費	補助率	補助金上限額 (注) 3	補助金 下限額
【新設組織支援】 新設組織が必要とする農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織（設立3年以内）		2/5以内 (市町村の継 足し1/5以上 必須)	8,000千円	120千円
【新設法人支援】 新設法人が必要とする農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農法人（設立5年以内） ・地域農業法人（設立5年以内）		1/2以内 (市町村の継 足し1/6以上 必須)	(10ha以下)10,000千円 (10ha超) 20,000千円	150千円
【規模拡大支援】 規模拡大するために必要となる農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織	農業用機械購入費及び農産加工用機械購入費等（トラクター、田植機、防除用ドローン、加工品製造機及び包装機等。ただし事業実施主体が農業サービス事業体（法人）である場合は、防除用ドローンを対象から除く。） 農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費及び附帯設備費（農機具格納庫及び選別調製施設等）	1/3以内 (市町村の継 足し1/6以上 必須)	6,666千円	100千円
	・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体（法人）		2/5以内 (市町村の継 足し1/5以上 必須)	(15ha以下)12,000千円 (15ha超) 24,000千円	120千円
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体（法人） ・市町村		1/2以内 (市町村の継 足し1/6以上 必須)	(30ha以下)30,000千円 (30ha超) 50,000千円	150千円
【経営維持支援】 経営を維持・拡大するために必要となる農業用機械、農業用施設等を整備する事業	・集落営農組織		3/20以内 (市町村の継 足し3/20以 上必須)	3,000千円	45千円
	・集落営農法人 ・地域農業法人			(15ha以下) 4,500千円 (15ha超) 9,000千円	
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人			(30ha超) 15,000千円	
【特別承認支援】 国事業（集落営農活性化プロジェクト促進事業、集落営農連携促進等事業等）を活用する事業	・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体（法人） ・市町村	補助を受けようとする国事業の補助金交付要綱等で規定する経費	1/5以内 (市町村の継 足し1/10以 上必須)	—	—

(注) 1 補助金額については、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。

2 事業実施主体ごとの事業要件は別紙のとおりとする。

3 事業実施主体ごとの令和6年度から令和8年度までの補助金の合計金額が、補助金上限額を超えないものとする。